

新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅの
原子力事業者防災業務計画の修正について
(お知らせ)

当機構は、原子力災害対策特別措置法^{※1}(以下「原災法」という。)に基づき、新型転換炉原型炉ふげん(以下「ふげん」という。)及び高速増殖原型炉もんじゅ(以下「もんじゅ」という。)の原子力事業者防災業務計画^{※2}(以下「防災業務計画」という。)の見直しを行っています。今回の修正案について、同法に基づき令和7年8月1日から、関係自治体との協議を開始しました。【令和7年8月1日お知らせ済み】

防災業務計画について、原災法に基づき、関係自治体との協議を経た上で、本日、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出ました。

当機構は、今後とも「ふげん」及び「もんじゅ」の安全確保に努めるとともに、原子力防災対策に万全を期してまいります。

1. 協議対象の関係自治体

- ・「ふげん」：福井県、敦賀市、滋賀県
- ・「もんじゅ」：福井県、敦賀市、滋賀県、岐阜県

2. 防災業務計画の主な修正事項

- ・令和7年5月19日に冷却告示^{※3}の指定を原子力規制委員会から受けたことによる「もんじゅ」の緊急時活動レベル(EAL)^{※4}の変更及び「ふげん」「もんじゅ」の関係周辺都道府県、関係市町村の変更

※1：原子力災害対策特別措置法（原災法）

平成11年9月30日に発生したJCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえて国の対策本部の強化等を行うために、平成24年6月に改正された。

※2：原子力事業者防災業務計画（防災業務計画）

原災法第7条に、原子力事業者は防災業務計画を作成すること、及び、毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正することが定められている。また、同条第2項では、修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。

防災業務計画には、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を定めている。

※3：冷却告示

原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設。

※4：緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

原子力施設において異常事態が発生した際、緊急事態を判断するために原子力規制委員会が定めた基準である、具体的な運用方法等については原子力事業者が決めている。緊急事態は、原子力施設の状態や公衆への放射線の影響等に基づき「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の3つに区分され、発生した異常事態がどの区分になるかの判断をする際に用いられる。EALは原子力事業者防災業務計画に定められている。

以 上